

福岡市と日本電信電話株式会社（N T T）との 地域共働事業に関する包括連携協定

福岡市（以下「甲」という。）と日本電信電話株式会社（N T T）（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙が I C Tの利活用など様々な連携を通じて、地域における社会課題の解決を図ることを目的とする。

（共働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

（1）観光振興に関すること

（2）地域の安全・安心，災害対策に関すること

（3）市の魅力発信や地域活性化，市民サービスの向上に関すること

（4）（1）～（3）のほか，地域における社会課題の解決に関する
こと

3 前項に定める共働事業の具体的な取組事項及び実施方法等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第7条 甲及び乙は、共働事業を円滑に推進するため、共働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の担当部署の職員で構成する連絡会議を定期的
に開催するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 4月14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
日本電信電話株式会社

代表取締役社長 鵜浦 博夫